

指名停止措置を行いました

～不正又は不誠実な行為～

北海道開発局は、大地コンサルタント株式会社、株式会社アクアジオテクノ及び株式会社有我工業所に対して、当局との信頼関係を著しく損なったとして、指名停止 2 カ月の措置を行いました。

札幌開発建設部発注の「一般国道 275 号 沼田町 沼田融雪溝さく井工事」において、大地コンサルタント株式会社、株式会社アクアジオテクノ及び株式会社有我工業所の間で工事費内訳書の授受を行ったことが確認されたため、指名停止を行うものです。

記

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
大地コンサルタント株式会社	旭川市 4 条西 2-1-12
株式会社アクアジオテクノ	札幌市白石区本郷通 9-北 4-5
株式会社有我工業所	空知郡上富良野町中町 3-2-1

2. 指名停止措置期間：令和 2 年 1 2 月 2 2 日～令和 3 年 2 月 2 1 日（2 カ月）

3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

4. 参考

○北海道開発局競争契約入札心得

（公正な入札の確保）

第 4 条の 3 第 2 項

入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）又は入札書、工事費内訳書その他契約担当官等に提出する書類（以下「入札書等」という。）の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない。

○指名停止等措置要領別表第 2 第 1 5 号

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 カ月以上 9 カ月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

事業振興部 工事管理課 工事契約管理官 臼井 義晃（内線5490）

事業振興部 工事管理課 課長補佐 五十嵐 輝（内線5482）

事業振興部 工事管理課 契約指導第2係長 長能 章久（内線5499）

北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>

